

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第32号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年静岡県規則第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(設立の認証の申請等の<u>公告</u>)</p> <p>第3条 条例第2条第5項の規定による<u>公告</u>は、<u>県公報に登載することにより行う。</u></p> <p>様式第1号の2 (略) 補正申立書</p> <p>(略)</p> <p>特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出した書類の補正を行いたいので、補正後の書類を添えて申し立てます。</p> <p>(略)</p> <p>様式第20号 (略) 役員報酬規程等提出書</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="223 1460 778 1751"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>収益の明細その他の資金に関する事項、<u>資産の譲渡等に関する事項</u>、<u>寄附金に関する事項</u>その他の内閣府令で定める事項を記載した書類</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	2	収益の明細その他の資金に関する事項、 <u>資産の譲渡等に関する事項</u> 、 <u>寄附金に関する事項</u> その他の内閣府令で定める事項を記載した書類	(略)	<p>(設立の認証の申請等の<u>公表</u>)</p> <p>第3条 条例第2条第5項の規定による<u>公表</u>は、<u>インターネットを利用する方法により行う。</u><u>ただし、インターネットを利用する方法に代えて、県公報に登載する方法により行うことができる。</u></p> <p>様式第1号の2 (略) 補正申立書</p> <p>(略)</p> <p>特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出した書類の補正を行いたいので、補正後の書類を添えて申し立てます。</p> <p>(略)</p> <p>様式第20号 (略) 役員報酬規程等提出書</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="833 1460 1394 1751"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>2</td><td>収益の明細その他の資金に関する事項、<u>寄附金に関する事項</u>その他の内閣府令で定める事項を記載した書類</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table> <p>(注) <u>役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、提出は不要であること。</u></p>	(略)	2	収益の明細その他の資金に関する事項、 <u>寄附金に関する事項</u> その他の内閣府令で定める事項を記載した書類	(略)
(略)									
2	収益の明細その他の資金に関する事項、 <u>資産の譲渡等に関する事項</u> 、 <u>寄附金に関する事項</u> その他の内閣府令で定める事項を記載した書類								
(略)									
(略)									
2	収益の明細その他の資金に関する事項、 <u>寄附金に関する事項</u> その他の内閣府令で定める事項を記載した書類								
(略)									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申立書は、改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当する様式により提出された申立書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。